明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省）　一
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同）　七

〔告　示〕
○特定特殊自動車の型式の届出があった件
（経済産業・国土交通・環境）　一〇
○届出事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件（同）　一一四、一一五　二
○少数生産車の型式を承認した件（同）　一一六～一三一　九
○承認事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件（同）　一三二～一三四　三
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同）　一三五～一三七　一四
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同）　一三八～一四三　一五
○公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定めた件（国土交通）　八八　一七
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件（同）　八九　一八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一八
特殊法人等
平成二十四事業年度財務諸表（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・独立行政法人日本貿易振興機構）関係　六二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八三
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○経済産業省令第四十八号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中オランダ王国の項に次のように加える。

オランダ王国	二　記章

